特集 すいよう

今こそ読もう日本国憲法

きょう施行76年

日本国憲法前文

日本国民は
正当に選挙された国会における代表者を
通じて行動し
われらとわれらの子孫のために
諸国民との協和による成果と
わが国全土にわたつて自由のもたらす恵
沢を確保し
政府の行為によつて
再び戦争の惨禍が起ることのないやうに
することを決意し
ここに主権が国民に存することを宣言し
この憲法を確定する。

そもそも国政は
国民の厳粛な信託によるものであつて
その権威は国民に由来し
その権力は国民の代表者がこれを行使し
その福利は国民がこれを享受する。

これは
人類普遍の原理であり
この憲法は
かかる原理に基くものである。
われらは
これに反する
一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は
恒久の平和を念願し
人間相互の関係を支配する崇高な理想を
深く自覚するのであつて
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼
して
われらの安全と生存を保持しようと決意
した。

われらは
平和を維持し
専制と隷従
圧迫と偏狭を
地上から永遠に除去しようと努めてゐる
国際社会において
名誉ある地位を占めたいと思ふ。

われらは
全世界の国民が
ひとしく恐怖と欠乏から免かれ
平和のうちに生存する権利を有することを
確認する。

われらは
いづれの国家も
自国のことのみに専念して
他国を無視してはならないのであつて
政治道徳の法則は
普遍的なものであり
この法則に従ふことは
自国の主権を維持し
他国と対等関係に立たうとする
各国の責務であると信ずる。

日本国民は
国家の名誉にかけ
全力をあげて
この崇高な理想と目的を
達成することを誓ふ。

第九条

1
日本国民は
正義と秩序を基調とする国際平和を
誠実に希求し
国権の発動たる戦争と
武力による威嚇又は武力の行使は
国際紛争を解決する手段としては
永久にこれを放棄する。

2
前項の目的を達するため
陸海空軍その他の戦力は
これを保持しない。
国の交戦権は
これを認めない。

新緑のブナ林＝新潟県十日町松之山松口の「美人林」

9条めぐる日本の情勢

日本国憲法が1947年5月3日に施行されてからきょうで76年。岸田政権は、その憲法の前文と9条に真っ向から反する敵基地攻撃能力の保有と大軍拡を狙っています。

敵基地攻撃能力の正体は射程1000～3000キロの長射程ミサイルを中心としたシステムです。保有の目的は米国が同盟国を動員して地球的規模で構築している「統合防空ミサイル防衛」（IAMD）に参加することです。米中の覇権争いに日本を組み込むことが米国の狙いです。自衛隊が米軍と「融合」するように一体化して先制攻撃の戦争に乗り出せば、相手国の反撃を招き日本を焦土化する危険性があります。

政府はこれまで、敵基地攻撃能力の保有については、「憲法の趣旨に反する」としてきました。岸田政権は従来の憲法解釈をかなぐり捨て敵基地攻撃能力の保有を進めようとしているのです。

岸田政権が狙う大軍拡によって、軍事費は年間5兆円増となります。軍事費増によって暮らし・福祉の予算の削減は避けられません。消費税大増税、社会保障大削減、国家財政破綻につながります。5兆円あれば大学の授業料・入学金ゼロ、本格的な給付制奨学金も実現できます。軍拡より生活に税金を使うことこそ憲法9条のある日本の姿です。

自公政権は集団的自衛権の行使を容認する安保法制の強行（2015年）に続き、敵基地攻撃能力を保有して、日本を「戦争する国」にしようとしています。侵略戦争の反省から生まれた憲法9条と憲法前文を根本から否定することです。日本は憲法前文の理念に基づいて、軍事ではなく外交で平和的な東アジアの秩序をつくることをめざすべきです。

日本共産党が提唱している「外交ビジョン」は、憲法9条を持つ日本こそが、東南アジア諸国連合（ASEAN）と協力して、東アジアサミット（EAS）を発展させ、地域のすべての国を包摂した平和の枠組みをつくるための外交に尽力するという、東アジアに平和の枠組みをつくる道を示しています。

世界の英知 詰まっている

「憲法くん」演じて26年　芸人 松元ヒロさん

日本国憲法になりきりひとり芝居をする「憲法くん」を始めたのが、憲法施行50周年（1997年）の時でした。あれから26年がたちます。「憲法くん」も76歳になりました。

「わたしの初心、わたしの魂は憲法の前文に書かれています」―。ネタの最後にこう言い、前文を暗唱します。口に出して言うとその意味や素晴らしさがだんだん分かってきます。私たちの人権や自由・平等、平和と命を守るってことがここに全部書いてあります。

日本国憲法はアメリカが押し付けたものだという人がいますが、そうじゃありません。イギリスの名誉革命と権利章典、アメリカの独立宣言と合衆国憲法、フランス人権宣言などの歴史を経て、2回の世界大戦の果てに行きついた考え方が日本国憲法です。自由と平和を求める世界中の英知が詰まっています。

ロシアのウクライナ侵略や岸田政権の大軍拡など、危険な時だからこそ憲法9条が必要です。アメリカで公演したときに僕が9条を読み上げると、観客は涙を流し感動してくれました。「戦争放棄」を内外に宣言した9条は、日本だけでなく世界中の人たちの理想なんだと強く実感しました。

憲法を単なる「法律の親玉」だと思っている人が多いと思います。でも、私たちが私たちを縛る法律と、主権者である私たち国民が国を縛る憲法では種類が違います。いま、縛られるはずの人たちが、「現実に合わないから」と、憲法を変えようとしています。いつから理想を現実に合わせるようになったのでしょうか。現実を理想に近づけるよう努力するのがふつうではないでしょうか。

黙ってしまったらおしまいです。私たち主権者である国民はこう言えばいい。「憲法に合わなければ〝政府を変える〟」。僕はステージの上で言い続けます。

聞き手・中野　侃
写　真・橋爪拓治

レイアウト　大幡るい